福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和4年度

社会福祉法人　川崎市社会福祉事業団

よつば保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構　認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

① 評価機関
② 施設・事業所情報
③ 理念・基本方針
④ 施設・事業所の特徴的な取組
⑤ 第三者評価受審状況
⑥ 総評
⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果（共通評価）（別紙1A）

評価対象Ⅰ　福祉サービスの基本方針と組織
Ⅰ-1　理念・基本方針
Ⅰ-2　経営状況の把握
Ⅰ-3　事業計画の策定
Ⅰ-4　福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ　組織の運営管理
Ⅱ-1　管理者の責任とリーダーシップ
Ⅱ-2　福祉人材の確保・育成
Ⅱ-3　運営の透明性の確保
Ⅱ-4　地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ　適切な福祉サービスの提供
Ⅲ-1　利用者本位の福祉サービス
Ⅲ-2　福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果（内容評価）（別紙2A）

A-1　保育内容
A-1-（1）　全体的な計画の作成
A-1-（2）　環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
A-1-（3）　健康管理
A-1-（4）　食事

A-2　子育て支援
A-2-（1）　家庭との緊密な連携

A-3　保育の質の向上
A-3-（1）　保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	よつば保育園
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	清水久美子
定員(利用人数):	60名(利用者69名)
所在地:	〒210－0828　川崎市川崎区四谷上町14-8
TEL/FAX :	044-288-4289　／044-270-3428
ホームページ:	yotuba@kfj.or.jp
開設年月日:	2006年4月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人　川崎市社会福祉事業団

職員数

常勤/非常勤	常勤:12名　非常勤:15名
専門職員(名称)	園長:1名　主任:1名　保育士:16名
	栄養士:1名　保育補助:7名　用務1名

施設状況

保育室:7室　トイレ:4カ所　ホール兼ランチルーム:1ヶ所
調理室:1ヵ所　事務室:1ヵ所　休憩室:1室
園庭:有

③理念・基本方針

【保育理念】
1. 子どもの人権の尊重及び子どもの権利保障
2. 子どもの健全な発達保障
3. 地域における子育て支援の社会的役割の実施

【基本方針】
1.「川崎市子どもの権利条約」による子どもの権利を守る保育園
2. 養護と教育が一体となった保育をめざし、健康で心豊かな生活できる保育園
3. 保護者の育児と就労の両立を支援し、安心して預けられる保育園
4. 保育の専門性を活かし、地域における子育て支援の拠点となる保育園

【目指す子ども像】
1. 心も体も健康な子ども・・・逞しく生きる力や自己肯定感を育む
2. 友だちと一緒に楽しく遊べる子ども・・・協調性を育む
3. 自分の思いや考えを豊かに表現できる子ども・・・自主性や表現力を育む
4. 楽しく食べる子ども・・・意欲的に取り組む力を育む

④施設・事業所の特徴的な取組

重点目標
1　人材育成・保育の質の向上について
職員の資質・専門性の向上と人材育成を図るため、キャリアパスに合わせた研修や外部研修に計画的に参加する。園内研修、伝達研修を行いその研修内容を共有することで園全体の保育の質の向上を図る。保育士人材育成の手引書（OJT）を全職員で活用しながら経験年数に応じた業務の役割を明確化し各自が目標達成していくことで保育の質の向上に繋げる。

2　保護者支援について
保育を必要とする保護者の状況を理解し、家庭での子育て状況に応じた支援を行い、その他機関と連携して子どもの成長発達を促す。また、保護者の意向や子どもに対する思いを受け止め、保護者の理解者として寄り添いながら子育ての良きパートナーとして援助していく。保護者に当日の様子や雰囲気を視覚的に伝えるためにiPadやWEB環境・ICTシステムを活用しながら視覚的な情報発信を行っていく。

3　新型コロナウイルス感染症対策・安全防災・健康管理について
感染症拡大予防対策として新しい生活様式を取り入れながらマニュアルの見直し追加作成を行い、衛生環境のあり方を職員に周知徹底し、体制の強化を図る。また、保護者との日々のコミュニケーションを大切にし家族を含めた健康状態の把握に努めていく。

4　地域力の向上・推進について
地域で孤立した子育て家庭を作らないために子育てに役立つ情報の発信（ふれあい遊び、季節の製作、等）子育ての悩み、健康や食事についての対応を専門職である保育士・看護師・管理栄養士が個別対応可能な環境設定を行い適切な情報提供を行う。

5　安全・安心な食事の提供と食育の実践について
一人ひとりの発育発達状況や家庭での食環境を把握し、給食委託業者と情報の共有を図り、機能や嗜好に合わせた安全な給食の提供を行う。また、食物アレルギーを有する児童に対してはアレルギー対応食を提供し、職員間で危機管理の共通認識を持ち安全な食事の提供を行う。事業団保育園食育計画を多職種で共有し、保育士・看護師・管理栄養士が連携した食育の実践を行う。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	契約日：令和4年9月16日	訪問調査日：令和5年1月17日
	評価結果確定日　：令和5年4月18日	

受審回数（前回の時期）	3　回（前回：平成29年度）

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1)保育士の資格や特技を生かして保育を実施しています

食物アレルギー管理栄養士はアレルギーを持つ子どもの保護者に信頼されています。英語で保育できる資格を持つ保育士は、10名の外国籍の保護者対応をサポートしています。発達支援コーディネーターの資格を持つ保育士は4名いて、障害のある子どもの保育への助言や相談に乗っています。運動専任講師から乳幼児の運動発達の指導を受けた保育士が遊びを指導しています。バイオリンやトランペットなどができる保育士は子どもに楽器を教えたり演奏を行うなど、職員は様々な資格や特技を子どもや保護者に伝え、保育に生かす事を目標にしています。園長は、資格や特技を活用した保育を行うことを職員に推奨し、質の高い保育提供を行っています。

２）ＩＣＴ化の推進により効率的に運営を行っています

ICTシステムのアプリによる登降園管理、保護者との間の連絡帳、連絡事項の配信、週・日案等指導計画の入力など、業務効率アップのためにＩCT化を積極的に進めています。コロナ禍で、保護者に保育園の活動の様子を伝えるための動画作成、保護者会のリモート参加などの仕組みづくりも新しく行っています。また、地域貢献の一環として、区の関連機関からの保育士業務というテーマの講師派遣、事例発表などの要請にも積極的に応じています。何事にも新しい事に挑戦するという指導者層の姿勢が強く感じられ、保育園経営が前向きに行われています。

３)多様な利用者へ対応できる環境を整えています

フィリピン、ベトナム、中国、ブラジルなどの外国籍の子ども、食物アレルギーを持つ子ども、発達障害や配慮の必要な子どもなど多様な子どもたちを多数受け入れています。また、保護者の中にも配慮や支援が必要な方がいます。こうした多様な利用者に対して、保育英語の免許を持つ職員、食物アレルギー栄養士、発達支援コーディネーター資格の職員を配置し、区の大師支所、子ども家庭センター、保育子育て支援センターなどの関係機関とも密接な連携を図り前向きに対応しています。

４)全体的な計画の作成に職員全体の意見が反映される事が望まれます

全体的な計画は、副園長が集約し、法人・６園合同の園長会議で作成し、地域支援については各園の特色を取り入れています。また、必要に応じて年度末の法人・6園合同園長会議で見直しており、次年度の改定を予定しています。今後、全体的な計画について定期的に見直が行われ、職員全体で振り返り、意見を集約し、次回に反映されることが期待されます。

５)保育環境の見直しと検討が期待されます

職員間の連携や処遇に満足する一方で、園庭や園舎の狭さや老朽化が課題となっています。保育活動の音が他の保育室に聞こえるため活動にも支障があります。限られた環境の中で、優先順位から対応を検討するなどの工夫が期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

今回、福祉サービス第三者評価を受審し、当法人の提供している福祉サービスの質について専門的かつ客観的な立場から評価を頂きました。受審後には、至らない部分に気付くことが出来、また改善が必要な点においては意識改革につなげることができる貴重な機会となりました。評価の高い点については今後さらに推進していきたいと思います。

また、改善を求められた点については十分検討を行った上で法人本部含めた施設職員が一体となり福祉サービスの質の向上に努めより良い施設を目指して努力していきたいと考えます。

今後とも福祉サービスの向上のために努力をしながら地域に根差した施設運営に繋げていきたいと思います。

⑧第三者評価結果

（別紙1A）「第三者評価結果（共通評価基準）」、（別紙2A）「第三者評価結果（内容評価基準）」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

（別紙1A）

第三者評価結果（共通評価基準）

＊全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a ・b・c)の
3段階に基づいた評価結果を表示する。
＊評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

Ⅰ　福祉サービスの基本方針と組織
Ⅰ-1　理念・基本方針
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a

【判断基準】
a）法人（保育所）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
b）法人（保育所）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
c）法人（保育所）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ☑ ア　理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- ☑ イ　理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ☑ ウ　基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- ☑ エ　理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- ☑ オ　理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- ☑ カ　理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- ☑ キ　理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

＜コメント＞
法人の基本理念や保育理念、目指す子ども像などが、保育室や玄関など保護者の目に入る場所に掲示されています。また、ホームページや園のパンフレット、入園のしおりにも明示されています。理念・保育目標・基本方針は職員会議で内容や意義について話し合い、職員間で理解を深めるようにしています。園長は子どもに対して「押し付けないで聞いて寄り添う」姿勢を持つよう職員に日頃から伝えています。保護者には、入園説明会や保育内容説明会、懇談会などの場で、法人が目指す理念や保育に対する考え方を説明しています。

Ⅰ-2　経営状況の把握
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a

【判断基準】
a）事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
b）事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
c）事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

☑ ア　社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。

☑ イ　地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。

☑ ウ　子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。

☑ エ　定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

＜コメント＞
法人は、川崎市で保育園以外に高齢者や障害者のための施設を多数運営しています。社会福祉事業全体の動向は、法人内の毎月の施設長会議で法人から報告されています。また、定期的に開催される行政主催の会議に出席し、地域の福祉計画の策定動向や内容に関係する情報を得ています。保育園の収支状況や園の利用者数、利用率なども毎月の施設長会議で報告され、分析も行われています。

第三者評価結果

3	Ⅰ-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b

【判断基準】
a)経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
b)経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
c)経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

☑ ア　経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。

☑ イ　経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。

☑ ウ　経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。

☑ エ　経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

＜コメント＞
園では、毎年の事業計画等で重点目標を掲げその実現に取り組んでいます。重点目標は経営課題と言っても良く、今年度も、人材育成・保育の質向上、保護者支援、新型コロナウイルス感染症対策・安全防災・健康管理、地域力の向上・推進、安全安心な食事の提供と食育の実践の5テーマに取り組んでいます。この内容は全職員に周知していますが、内容の理解度や取組姿勢にばらつきがみられることを課題と認識しています。

Ⅰ-3 事業計画の策定
Ⅰ-3-(1)　中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a

【判断基準】
a)経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
b)経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
c)経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

☑ ア　中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。

☑ イ　中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。

☑ ウ　中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

☑ エ　中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

＜コメント＞
法人では、中・長期計画(平成31年度～令和10年度)を作成し、冊子として製本されたものが全職員に配付されています。内容は法人全体の共通経営課題というべきものが明示されています。地域貢献の充実、災害対策、利用者本位の確立、利用者サービスの向上、人材の確保・定着・育成、施設経営などについて記載されています。現状は、各職員が自分なりに中・長期計画を理解し、個々の業務に反映しようとしています。

第三者評価結果

5	Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a

【判断基準】

a）単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。

b）単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。

c）単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

☑ ア　単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。

☑ イ　単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。

☑ ウ　単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。

☑ エ　単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

＜コメント＞
法人の策定した中・長期計画や園の保育理念、基本方針を踏まえて、単年度の事業計画を立てています。重点目標5項目の他、事業内容として通常の保育事業、延長保育事業、一時保育事業、保育相談・地域子育て支援、施設全体で取り組むことなどの項目ごとにポイントとすべきことが記載されています。事業計画は毎年1月に作成し、法人は園長から丁寧に聞き取り、承認を与えるという形になっています。

Ⅰ-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6	Ⅰ-3-(2) -①　事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b

【判断基準】

a）事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b）事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。

c）事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

☑ ア　事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。

☑ イ　計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。

☑ ウ　事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。

☑ エ　評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。

☑ オ　事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。

＜コメント＞
事業計画と事業報告は、法人として毎年決められた時期にその提出を求めています。園では1月に次年度の計画を立て、5月に前年度の報告を作成しています。作成メンバーは、主任以上と各専門職ですが、現場の保育士の意見の聞き取りもして作成しています。現場の職員は経験や能力に差があり、事業計画が日常の保育業務と連動するものとして業務にあたることができる職員と、まだその水準に至らない職員が混在しているため、職員との個人面談で業務の全てが事業計画に繋がっている事を説明しています。今後は、事業計画の策定や実施について、一般職員の一層の意識向上が望まれます。

第三者評価結果

7	Ⅰ-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b

【判断基準】
a)事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
b)事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
c)事業計画を保護者等に周知していない。

☑ ア　事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。

☑ イ　事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。

☑ ウ　事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。

☑ エ　事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

＜コメント＞
保護者には、事業計画の内容をそのまま配付しても理解が難しいため、今年度の重要なポイントを絞り込み、4月開催の保育内容説明会で、年間行事計画や保育内容と合わせて説明しています。コロナ禍の対応で、説明会は参加人数の制限に伴い、オンラインでの参加も併用し、なるべくたくさんの保護者が参加できるよう工夫し実施しています。保護者にもばらつきがあり、計画内容に関心の低い人にも分かりやすく説明する事を課題としています。

Ⅰ-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組
Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	Ⅰ-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a

【判断基準】
a)保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
b)保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
c)保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

☑ ア　組織的にＰＤＣＡサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。

☑ イ　保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。

☑ ウ　定められた評価基準にもとづいて、年に１回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。

☑ エ　評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

＜コメント＞
事業計画の重点目標のひとつに人材育成・保育の質の向上を掲げています。その為に、目標管理シート・人事考課・個人面談と各種研修を受講しています。保育内容の評価についても、毎月月末に振り返りの会議を開き、保育計画の内容の修正を行っています。また、組織としての自己評価も、評判の高い自己保育チエックリストを活用し、振り返りを行っています。「こんな保育はしていませんか？」というようなやってはいけない保育を再認識させるための自己評価です。また、第三者評価も6年に1回の頻度で受審し、公正中立的な立場からの改善すべき点の提案を受け止めるようにしています。

第三者評価結果

9	Ⅰ-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a

【判断基準】
a）評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
b）評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
c）評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。

- ☑ ア　評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- ☑ イ　職員間で課題の共有化が図られている。
- ☑ ウ　評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- ☑ エ　評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- ☑ オ　改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

＜コメント＞
目標管理シートや個人面談の結果、個人としての反省すべき点と課題、自己評価や第三者評価の結果、組織としての反省すべき点と課題を明確にし、翌年度の計画に生かすよう努めています。改善の取組とその実践について、職員間で情報共有するようにしています。法人内の6園の保育園の合同研修の場で、園として「短期目標を掲げての保育実践」のテーマで、プール着替え時の環境整備について実践例を発表したのもその具体的な一例です。

評価対象Ⅱ　　組織の運営管理
Ⅱ-1　管理者の責任とリーダーシップ
Ⅱ-1-(1)　管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	Ⅱ-1-(1)-①　施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a

【判断基準】
a）施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
b）施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
c）施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ☑ ア　施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- ☑ イ　施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。

☑ ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。

☑ エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

＜コメント＞
月2回、全職員が出席する全体会議があります。月初の会議では法人の施設長会議の報告、他園の状況、今月の行事やカリキュラムの確認が行われますが、この会議で園長は、自分の園の運営や保育に関する考えを必ず表明するようにしています。年度始めの会議で、園長は職員の業務分担や役割期待を明確にしています。その際、有事(災害・事故など)の体制や指揮命令系統及び園長不在時の権限移譲や代行についても説明しています。これらは文章化され、必要なものは掲示しています。

第三者評価結果

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a

【判断基準】
a）施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
b）施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
c）施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

☑ ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。

☑ イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。

☑ ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。

☑ エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

＜コメント＞
園長は、法人が実施する研修や外部研修で、人事管理や経営管理、コンプライアンス(法令遵守)の重要性などを学んでいます。また、職員の服務規定や経理規定、運営規程等を確認するとともに、法令で定められた職員の配置基準や消防設備点検などについても毎年見直しを行っています。コンプライアンスの遵守は法人にとっても最重要事項との認識で、チェック体制が構築されています。

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダシップが発揮されている。

第三者評価結果

12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a

【判断基準】
a）施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
b）施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
c）施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

☑ ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。

☑ イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。

☑ ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している

☑ エ　施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。

☑ オ　施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

＜コメント＞
園長は保育の質の向上のために個人として、また、組織としての振り返りが重要と考えています。個人の振り返りは目標管理シートによる人事考課制度と個人面談で、組織としての振り返りは自己評価や第三者評価受審などを重視しています。また、人材の育成＝保育の質の向上につながるとして、研修の重要性を認識し、法人研修や園内研修、外部研修等を受講するように働きかけ、その環境作りを行っています。保育内容の改善については、毎月の全体会議や幼児会議、乳児会議に出席し、各クラスの月間カリキュラムの指導にあたっています。

第三者評価結果

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a

【判断基準】

a）施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。

b）施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。

c）施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

☑ ア　施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。

☑ イ　施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。

☑ ウ　施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。

☑ エ　施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

＜コメント＞
園長は法人主催の施設長会議に参加し、経営の改善に向けてどのように施設運営をすべきかという事について、法人と情報共有しています。保育園の運営という観点で、人事、労務、財務面の重要課題を抽出しています。特に人件費や職員の問題に関しては、外国人国籍の子どもや支援が必要な子どもの比率が高く、充分な保育をするための人員配置が必要である事、職員の育成や定着のためには職員のモチベーションや意欲向上の取組が必要な事などを法人に報告しています。

Ⅱ-2　福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。	a

【判断基準】

a）保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。

b）保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。

c）保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ☑ ア　必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- ☑ イ　保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ☑ ウ　計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- ☑ エ　法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

＜コメント＞
法人の保育士採用活動に園として協力しています。お仕事セミナーで保育士の仕事を紹介する講師を派遣しています。横浜市や川崎区の関係機関からの保育士業務についてというテーマの講師依頼も引き受けています。また、養成校の学生に保育現場を知ってもらえるように、リモートによるLIVE配信を行い、中継で学生の質問にも答える機会を設けています。養成校の学生にはアルバイトとして助手勤務の場も提供し採用に繋げています。

第三者評価結果

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b

【判断基準】
a）総合的な人事管理を実施している。
b）総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
c）総合的な人事管理を実施していない。

- ☑ ア　法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- ☑ イ　人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ☑ ウ　一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- ☑ エ　職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- ☑ オ　把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- ☑ カ　職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

＜コメント＞
法人が作成した人事考課ガイドブックに、職務基準が明確に示されています。新規／新任／中堅／主任／係長・主査／施設長・課長・主幹ごとに、期待される職員像、社会人・組織人・専門職として求められる姿が提示されています。また、保育士育成手引書で各職位ごとに求められる能力や業務目標が提示されています。人事管理制度への職員の意見反映が難しく、課題となっています。その他、人事異動調査表や目標管理シートを使った人事異動、人事考課、個人面談制度など、総合的な人事管理制度が整備されています。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a

【判断基準】
a）職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる。
b）職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
c）職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ☑ ア　職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- ☑ イ　職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ☑ ウ　職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- ☑ エ　定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- ☑ オ　職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ☑ カ　ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- ☑ キ　改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ☑ ク　福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

＜コメント＞
職員の就業状況把握のため、就業システム管理ソフトを導入しています。ICカードによる出退勤管理を始め、職員ごとの勤務状況がシステム管理されています。日々の早番・遅番はシフト表で、各職員の勤務内容は「ミーティングノート」という様式を使って管理されています。休暇取得はしやすく、振替休やリフレッシュ休暇も消化できています。その他、毎日の午前・午後の体温管理、定期的なストレスチェック、産業医への相談体制など健康管理面の支援体制もできています。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

		第三者評価結果
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a

【判断基準】
a）職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
b）職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
c）職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ☑ ア　組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- ☑ イ　個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ☑ ウ　職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- ☑ エ　職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- ☑ オ　職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

＜コメント＞
法人が作成した人事考課ガイドブックに経験や職位ごとの職務基準が記載され、期待される職員像や求められる姿が明示されています。また、保育士養成手引書で各職位ごとに求めらる能力や業務目標が示され、自身への役割や期待を明確にすることができています。各自が目標とする業務と役割を目標管理シートに記載し、前期・後期の人事面談を実施しています。それらを通じ、目標達成度や不充分な知識や能力の確認を行っています。

第三者評価結果

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a

【判断基準】

a）保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b）保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。

c）保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ☑ ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- ☑ イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ☑ ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- ☑ エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- ☑ オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

＜コメント＞

人事考課ガイドブックで示された期待される職員像に向けて、法人内の研修では、各分野共通で階層別に必要な知識を得るための研修や保育園6園の合同研修や研究発表会を行っています。各施設では経験年齢別に応じて、外部のキャリアアップ研修を受講するようにしています。また、今年は園内で、「環境」と「食育」の2つのテーマで職員が討議し合う形での研修を継続的に行っています。これらの研修により、保育に必要な技術と知識の向上を目指し、保育の質の向上に繋げています。習得した研修内容を保育に実践するよう勧めています。

第三者評価結果

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a

【判断基準】

a）職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。

b）職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。

c）職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ☑ ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- ☑ イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なＯＪＴが適切に行われている。
- ☑ ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- ☑ エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- ☑ オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

＜コメント＞

保育士育成のために、法人の保育士育成手引書が作られ、その内容に沿った教育・研修を実施していいます。OJT職場内研修、OFF-JT職場外研修、自己啓発の3つで構成され、新任期、中堅期、中堅期Ⅱ　10年以上ごとの業務目標が定められています。目標管理シート作成時に自己評価する資料にもなり、職員が自分にはどのような研修が必要かを確認できるようになっています。研修受講にあたっては、業務時間内で受講できるようシフトや体制も配慮されています。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a

【判断基準】

a）実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。

b）実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。

c）実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ☑ ア　実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- ☑ イ　実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ☑ ウ　専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- ☑ エ　指導者に対する研修を実施している。
- ☑ オ　実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

＜コメント＞

実習や職場体験の意義を理解し、積極的に受け入れを行っています。養成校教員や実習生には、園長、副園長が対応と説明を行い、実習期間中の保育指導はミドルリーダーが中心となって行っています。中学生の職場体験では、中学生の健康管理、保育園児と職員の感染症対策を講じながら、職場体験を実施しています。園児と一緒に遊んだり触れ合う機会を設けることは、園児と中学生のみならず、職員にとっても意義のある取組と考えています。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	a

【判断基準】

a）保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。

b）保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。

c）保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

- ☑ ア　ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- ☑ イ　保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- ☑ ウ　第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- ☑ エ　法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- ☑ オ　地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

＜コメント＞
川崎市や法人のホームページで園の概要や保育理念や保育方針、日々の保育の状況などの情報を得ることができます。法人の園の紹介ホームページから、園のパンフレットや第三者評価結果も閲覧することが可能になっています。事業計画や予算・決算情報は園の玄関にファイルを置いてあります。また、地域の子育て支援のために、園で計画している保育相談や園庭開放、離乳食講座、移動動物園、お楽しみ会、観劇会等の情報を掲示板を使用して発信しています。一時保育の登録者には電話連絡で、上記のイベント案内を行い来場に繋げています。

第三者評価結果

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a

【判断基準】

a）公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

b）公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。

c）公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ☑ ア　保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- ☑ イ　保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ☑ ウ　保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- ☑ エ　外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

＜コメント＞
法人の内部監査と川崎市の指導監査を毎年実施しています。内部監査では様々な角度からのチェックを受けますが、現時点では指導、改善を求められる事項はありません。行政監査も同様です。園での業務は、法人内部の職務規程、経理規程、運営規程等に基づき、適切に行われています。園の財務状況については、法人と園長、事務職員の間で毎月確認が取られています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b

【判断基準】

a）子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。

b）子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。

c）子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ☑ ア　地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- ☑ イ　活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
- ☑ ウ　子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- ☑ エ　保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
- ☑ オ　個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

＜コメント＞
毎週水曜日は園見学と園庭開放の地域に向けた取組を実施しています。園庭開放から一時保育の利用につながることも多く、園庭開放を体験し、日常的な保育を見学し、安心して預けられるという気持ちになったという意見も多く聞かれます。園内で実施する移動動物園、観劇会、お楽しみ会等の行事に地域の方々も参加しています。コロナ禍で小学校や老人施設への訪問は中止しており、地域の方々と交流する機会がなくなっています。

第三者評価結果

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b

【判断基準】
a）ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
b）ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
c）ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ☑ ア　ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- ☑ イ　地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ☑ ウ　ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- ☑ エ　ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- ☑ オ　学校教育への協力を行っている。

＜コメント＞
実習・ボランティア受け入れマニュアルがあり、受け入れ体制は整備しています。学校教育への協力では地域の中学生の職場体験を継続的に行っており、今年は35名の受け入れを行いました。しかし、イベント開催時のボランティア等の受け入れなどについては、地域の方々を招待するイベントそのものが実施できなかったり、コロナ禍で外部の人との交流を積極的に行うことができない環境のため、機会がありません。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a

【判断基準】
a）子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
b）子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
c）子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ☑ ア　当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- ☑ イ　職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ☑ ウ　関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- ☑ エ　地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- ☑ オ　地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。

☑ カ　家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

＜コメント＞
行政の窓口とは、地域の保育園運営に関する情報、地域の子育て支援、配慮が必要な家庭の保護者や子どもの対応、虐待が疑われる事案が発生した場合などの対応で様々な連携を取っています。その他、保育子育て総合支援センターや子ども家庭センターとも必要に応じて連絡を取っています。地区の幼保小連携では、近隣の保育園との間での交流、卒園児の小学校での様子など情報交換を行っています。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a

【判断基準】
a）地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
b）地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
c）地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

☑ ア　保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

☑ イ　保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。

☑ ウ　地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

＜コメント＞
行政の窓口とは、様々な案件で連携を図っています。配慮が必要な家庭の子どもや保護者対応、外国籍児童の受け入れなどはデリケートな情報を扱う事もあるため緊張感を持って対処しています。園長は地区の園長会や園長・校長会議、区の高齢、障害、児童等の福祉サービス関連連携会議など地域ネットワークに参加しています。また、園では育児相談や園庭開放、イベント開催など地域向け活動も積極的に行っています。地区の民生委員や町内会とも関係を持ち、地域に関する情報交換を行っています。

第三者評価結果

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a

【判断基準】
a）把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
b）把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
c）把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

☑ ア　把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。

☑ イ　把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。

☑ ウ　多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。

☑ エ　保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。

☑ オ　地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

＜コメント＞
園見学と園庭開放を通じて、食事相談、健康、子育て相談など保育園の栄養士や保育士などの専門職が子育て支援に関係する相談に応じています。地域の親子にレシピや子育て情報冊子などの配布をしています。「赤ちゃんの駅」の看板も掲げ、災害時や日常も、赤ちゃんを育てる地域の人への協力ができる事を表明しています。その他、災害時にはライトなど災害用品の貸出しも協力できる体制を取っています。

評価対象Ⅲ　適切な福祉サービスの提供
Ⅲ-1　利用者本位の福祉サービス
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a

【判断基準】
a）子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
b）子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
c）子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ☑ ア　理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ☑ イ　子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ☑ ウ　子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- ☑ エ　子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- ☑ オ　子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- ☑ カ　子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- ☑ キ　性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ☑ ク　子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

＜コメント＞
法人の保育理念は、子どもの人権の尊重及び子どもの権利の保障を掲げており法人と6園で人権研修を実施しています。人権研修では、「人権擁護プロジェクト委員会」の活動を通じて園内で話し合う機会を設け、保育の短期目標を設定し、月1回振り返りと評価反省を行う取組を実施しています。保育の標準的な実施方法を記載した6園合同保育マニュアルを作成し、性差を伝える絵本を使って子どもが互いに尊重する心を育てる取組の実施等、出来るだけ男女差で分けないように努めています。職員会議で性差について討議し、身体測定時にパーテーションを使うなどの改善提案等、積極的な意見交換を行い、日々の保育に取り入れています。保護者会では、外国籍の保護者において日本語が苦手、読めない、連絡ができないなどの問題がありますが、職員が助言し、理解を得るようにしています。

第三者評価結果

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a

【判断基準】

a）子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。

b）子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。

c）子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

- ☑ ア　子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- ☑ イ　規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- ☑ ウ　一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- ☑ エ　子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

＜コメント＞

法人と6園合同で人権研修を実施し、「人権擁護プロジェクト委員会」の活動を通じて園内で話し合う機会を設けています。保育の短期目標を設定し、月1回の振り返りと評価反省を行う取組を実施しています。保育運営マニュアルに基づき、子どもへの尊重や基本的人権に配慮した保育の提供を行っています。今年度は、着替えの際にカーテンを閉める、目隠し設けるなどの環境設定にとり組んでいます。また、子どもの状況により、衝立やカーテンコーナーによる一人でくつろげる場所を設定しています。入園時の保護者説明会では個人情報の使用について説明し、同意書をもらっています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a

【判断基準】

a）利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。

b）利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。

c）利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ☑ ア　理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- ☑ イ　保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ☑ ウ　保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。
- ☑ エ　見学等の希望に対応している。
- ☑ オ　利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

＜コメント＞

法人のホームページから、園の理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性などが記載されたパンフレットが閲覧でき、第三者評価結果の掲載ページにリンクしています。入園のしおりは、外国の方が多く利用されることに配慮してルビを振り、わかりやすいものになっています。園の利用希望者には、事前に日程調整し、都合の良い日に副園長が個別に案内と説明を行っています。見学者は一時保育の利用から開始し、園庭開放の利用につながるなど、良好な関係を築くきっかけとなっています。利用希望者に対する情報提供については、年度ごとに職員を含めて話し合っています。

第三者評価結果

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a

【判断基準】

a）保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。

b）保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。

c）保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ☑ ア　保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- ☑ イ　保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ☑ ウ　説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- ☑ エ　保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- ☑ オ　特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

＜コメント＞

入園が決まった保護者には、園医の指示を仰ぎながら健康状態の確認を行っています。利用については、入園のしおりに基づき、園の詳細を説明し、「なれ保育」の日程・時間を家庭の状況と背景に応じて個別に設定しています。さらに、重要事項説明書の説明を行い、同意のサインをもらっています。家族の国籍に応じて、翻訳アプリを活用し筆談やメモを取りながら理解を確認するなど丁寧に対応しています。一度に多くの説明が難しい場合は、数日に分けて説明するなどの配慮をしています。配慮が必要な保護者への説明は、状況により面接し、園長・栄養士・担任がわかりやすく伝えています。

第三者評価結果

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b

【判断基準】

a）保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。

b）保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。

c）保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

- ☑ ア　保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- □ イ　保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- □ ウ　保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

＜コメント＞
入園時の保育内容説明会の資料に異動届の提出・手続きなどについて記載しています。保育所の変更にあたり、園児の児童票や健康診断票の情報共有を行っています。また、引っ越しが理由の転園の場合は保護者の確認を得て新しい住所を聞いています。転園の子どもを受入れる場合は、前保育園と書類を基に電話連絡し情報共有を行っています。保育園の利用が終了した後も電話や遊びに来ており、保育園への連絡はいつでも可能な状況です。今後は、その後の相談法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡すことが期待されます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

		第三者評価結果
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a

【判断基準】
a）利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
b）利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
c）利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ☑ ア　日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- ☑ イ　保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ☑ ウ　保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- ☑ エ　職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
- ☑ オ　利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- ☑ カ　分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

＜コメント＞
行事の終了後に、絵をかく、行事の意見をきく、次に何をやりたいかを聞くなど子どもの満足度を把握することで、次につなげています。年に1度利用者満足度調査を行い、法人で集約して統計し、利用者の満足度や要望を把握しています。また、改善が必要なものは職員会議で早急に検討し改善に努めています。園長や副園長、クラス担任が出席する保護者懇談会や個人面談を実施して利用者満足度を把握しています。園長・副園長共に直接声を聞くことを大切に考え、日々の送迎時に保護者に積極的に話しかけています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

		第三者評価結果
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a

【判断基準】
a）苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
b）苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
c）苦情解決の仕組みが確立していない。

- ☑ ア　苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。

☑ イ　苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。

☑ ウ　苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。

☑ エ　苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。

☑ オ　苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。

☑ カ　苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。

☑ キ　苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

＜コメント＞
苦情解決の体制と仕組みについて保育内容説明会資料に記載し、保護者に説明しています。また、資料に掲載した文章を玄関に掲示しています。保護者アンケートの実施や意見箱「園長の声」に苦情記入カードを設置するなど保護者が苦情を申し出やすい工夫を行っています。苦情内容は苦情受付簿に記載し、内容を精査して保護者にフィードバックしています。

第三者評価結果

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。	b

【判断基準】

a）保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。

b）保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。

c）保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

☐ ア　保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。

☐ イ　保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。

☑ ウ　相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

＜コメント＞
保護者からの相談や意見には、事務所だけでなく相談室を使い意見を述べやすい環境を作っています。今後は、保護者が相談したり意見を述べたりする際に、第三者委委員だけでなく行政やかながわ福祉サービス適正化委員会など複数の方法や相手を選べることを説明した文書の作成や配布、掲示などが望まれます。

第三者評価結果

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a

【判断基準】

a）保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。

b）保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。

c）保護者からの相談や意見の把握をしていない。

☑ ア　職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。

☑ イ　意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。

☑ ウ　相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。

☑ エ　職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。

☑ オ　意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

☑ カ　対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

＜コメント＞
保護者はいつでも担任に話ができる環境です。事務所も開放して毎日子どもや保護者が顔を出し、良い事・相談・出来事・食事のことなどを話しています。また、事務所で話しにくい内容の場合は相談室など部屋を変えるなど配慮し対応しています。意見箱に苦情記入カードを設置し、保護者アンケートを実施しています。苦情対応マニュアルを作成し、苦情は苦情受付簿に記載して内容を精査し保護者にフィードバックしています。職員会議で保護者の意見について話し合い、保育の向上に取り組んでいます。苦情対応マニュアルは、6園合同園長会議で相談し見直しを行っています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a

【判断基準】

a)リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。

b)リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。

c)リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

☑ ア　リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。

☑ イ　事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。

☑ ウ　子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。

☑ エ　収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。

☑ オ　職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。

☑ カ　事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

＜コメント＞
危険防止マニュアルや緊急マニュアルを作成し、園長を責任者として事故発生時の対応と安全に努めています。保育中に子どもの安全を脅かす事例が発生した時は、ヒヤリハット報告書を作成して全職員に周知しています。リスクマネジメントの意識を常に持ち安全な保育ができるように努めています。職員は川崎市主催のリスクマネジメント研修に参加して情報共有しています。職員会議で月に1回安全チェックシートを使い、安全確保策の実施状況や実効性について話し合っています。また、怪我の発生場所を検証し再発防止に努めています。

第三者評価結果

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a

【判断基準】

a）感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。

b）感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。

c）感染症の予防策が講じられていない。

- ☑ ア　感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- ☑ イ　感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ☑ ウ　担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- ☑ エ　感染症の予防策が適切に講じられている。
- ☑ オ　感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- ☑ カ　感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- ☑ キ　保護者への情報提供が適切になされている。

＜コメント＞

川崎市の感染予防マニュアルをもとに、園長を責任者として感染症対策を実施しています。職員に川崎市の感染予防マニュアルについて説明し、感染症の予防として子どもたちの手洗いやうがいの徹底、ペーパータオルの使用、玄関の手指消毒・検温、また、消毒機器を購入し徹底した玩具の消毒作業を毎日の業務として実施しています。感染症が流行した時は、川崎市の通知をもとに、より重点的に消毒を行っています。感染症が発生した時はアプリを活用して保護者に一斉連絡をしています。健康だよりで保護者に感染症などの情報を提供したり、発生した際は玄関に詳細や人数などの感染症情報を掲示しています。

第三者評価結果

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a

【判断基準】

a）地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

b）地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。

c）地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ☑ ア　災害時の対応体制が決められている。
- ☑ イ　立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ☑ ウ　子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- ☑ エ　食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- ☑ オ　防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

＜コメント＞
法人・6園で園長を責任者とした防災計画を整備し、事業継続計画を作成して事業の継続ができるように環境を整えています。組織表と職員の緊急連絡網を事務所に掲示し、開園時間外に災害が発生した場合、通話アプリを活用して連絡を取る準備が整っています。毎月保護者は伝言ダイヤルを利用しての安否確認訓練を実施しています。園長・栄養士を管理者として、3日間の食料や発電機・携帯ガスコンロ・投光器等の備品類のリストを作成し、管理しています。毎月地震・火災・津波を想定した避難訓練を組織的に実施し、避難を想定した備蓄品を近隣施設に運搬するところまでの訓練をしています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a

【判断基準】

a）保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。

b）保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。

c）保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ☑ ア　標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- ☑ イ　標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ☑ ウ　標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- ☑ エ　標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- ☑ オ　標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

＜コメント＞
「保育運営マニュアル」や「保育士育成手引書」などに標準的な実施方法や必要な書類や書式が記載されています。保育運営マニュアルは、子どもの尊重、権利擁護に関わる姿勢が記載されています。新規採用職員には人材育成担当を決めて指導にあたり、標準的な実施方法と具体的な業務を文書と実践で習得しています。保護者や子どもの様子を見ながら柔軟に対応しています。「保育士育成手引書」は経年別に業務が整理されており、経験年数に応じた業務内容を職員全体で共通理解のもと保育にあたることができています。

第三者評価結果

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b

【判断基準】

a）標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。

b）標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。

c）標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ☑ ア　保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- ☐ イ　保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- ☑ ウ　検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。

☑ エ　検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

＜コメント＞
保育運営マニュアルは、年度末に職員会議で検証しています。今後、マニュアルの変更は園長・副園長だけでなく職員も参画しての見直しの実施が期待されます。月1回の職員会議で月々の全クラスの評価・反省を共有し、内容を確認しています。子どもに適した計画であったか評価・反省することで指導計画を見直し、次月に反映しています。行事の実施方法や内容については、保護者アンケートをもとに実施内容や配慮できることを模索して行事計画に反映させています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

		第三者評価結果
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a

【判断基準】
a）アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
b）アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
c）アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

☑ ア　指導計画作成の責任者を設置している。
☑ イ　アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
☑ ウ　さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
☑ エ　全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
☑ オ　子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
☑ カ　計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
☑ キ　指導計画にもとづく保育実践について、振返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
☑ ク　支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

＜コメント＞
指導計画作成の責任者はクラス担任とし、年齢に応じたアセスメントを実施して指導計画を立てています。年齢別の年間・月間の指導計画は、目標、ねらいを設定し、養護、教育、食育、健康・安全の項目ごとにポイントを記載しています。基になる全体的な計画は、法人の運営する保育園共通のものを使用しています。毎月の全体会議で全クラス分の指導計画の月々の反省を行い、園全体でその内容を共有するようにしています。また、支援困難ケースへの対応は個人面談を実施し、個別の指導計画を立てています。

		第三者評価結果
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a

【判断基準】
a）指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
b）指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
c）指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない

☑ ア　指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。

- ☑ イ　見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ☑ ウ　指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- ☑ エ　指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- ☑ オ　評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

＜コメント＞
日々の保育内容と子どもの姿を把握し、指導計画の作成にあたっています。月々の指導計画の反省は、全クラス分について全体会議の場で行い、職員全員が全クラス分の指導計画の内容を共有するようにしています。子どもに適した計画であったかの評価反省と指導計画の内容の見直しを行い、次月の計画に反映させています。子どもの姿を把握した上で計画し見直しを行う手順が浸透しています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a

【判断基準】
a）子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
b）子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
c）子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ☑ ア　子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- ☑ イ　個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ☑ ウ　記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- ☑ エ　保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- ☑ オ　情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- ☑ カ　コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

＜コメント＞
保育専門のICTシステムを活用して、子どもの指導計画（週案）の計画と実施状況を記録する等手書きの記録からデータ入力による記録と移行しつつあります。職員間の記録の書き方等に差異がなくなり、職員間の情報共有も円滑に行われています。日々の子どもの状況や保護者連絡等についての情報は、各クラスの伝達簿とミーティングノートを使って行っています。伝達簿は、個々の子どもに関しての引き継ぎ事項が記載されています。ミーティングノートは、その日の園全体の事が分かるようになっており園長が記入しています。保健日誌等の健康関係の記録は、まだ手書きですが、徐々にICTシステムによる記録を増やしていく予定です。

第三者評価結果

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a

【判断基準】
a）子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
b）子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
c）子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ☑ ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- ☑ イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ☑ ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- ☑ エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- ☑ オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- ☑ カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

＜コメント＞

個人情報保護規程や個人情報に対する基本方針が法人で定められており、それに沿った個人情報保護の運用がなされています。個人情報の適切な収集、利用、提供の実施を行うと共に、職員にもその重要性を認識させ、保育室での会話などにも注意して、個人情報の取り扱いに配慮するよう意識づけています。ICTシステムによる情報漏洩にも注意し、SNS等への記載について保護者にも注意を促しています。利用契約の締結時に個人情報の取り扱いについて説明した上で同意書を提出してもらっています。

（別紙2A）

第三者評価結果（内容評価基準）

A－1　保育内容

A－1－（1）全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A－1－(1)-①　保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a

【判断基準】

a）全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。

b）全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。

c）全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

- ☑ ア　全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- ☑ イ　全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ☑ ウ　全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- ☑ エ　全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- ☑ オ　全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

＜コメント＞

全体的な計画は、「児童福祉法」や「川崎市子ども権利条例」などの趣旨をとらえた、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、また、子どもの発達過程や家庭の状況、保護者への支援、地域の実態などを考慮して作成しています。全体的な計画は、副園長が集約し、法人6園合同園長会議で決定し、地域支援は各園の特色を取り入れています。また、必要に応じて見直しを行い、次年度の改定を予定しています。

A－1－（2）環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A－1－(2)-①　生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b

【判断基準】

a）生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

b）生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。

c）生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ☐ ア　室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- ☑ イ　保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ☑ ウ　家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- ☑ エ　一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- ☑ オ　食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- ☐ カ　手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

＜コメント＞

室内の温度・湿度は、アプリや保健日誌に記録し、快適に保っています。陽光が入って明るいエントランスですが、今後LED照明に変えていく予定です。園の設備は、清掃チェック表をもとに毎日清掃し、布団は定期的に干し、年に1回丸洗いをしています。家具の配置は前期後期で成長に合わせて見直し、おもちゃは子どもの発達にふさわしいものを提供しています。職員の環境チームでは子どもが通いたくなる保育園を目指し、玄関の生き物コーナー改善や園庭にクローバーを植えるなどの提案を実施しています。一人ひとりの子どもが状況に応じて保育室以外でも落ち着いて過ごせる人員配置と環境を整備しています。各保育室は、マットや牛乳パックを使ったパーツなどで仕切り、環境を整えています。4、5歳児の昼食はランチルームで楽しくコミュニケーションをとりながらなど工夫しています。トイレ、手洗い場は清潔に保たれ、安全ガードなどで安全面の対策をしています。

第三者評価結果

A3	A－1－(2)－②　一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a

【判断基準】

a）一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

b）一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。

c）一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ☑ ア　子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- ☑ イ　子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ☑ ウ　自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- ☑ エ　子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- ☑ オ　子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- ☑ カ　せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

＜コメント＞

入園時に保護者から提出された児童票などから子どもの発達と発達過程、家庭環境などを把握し、職員に周知・共有しています。保育士の姿勢と配慮として、年間指導計画に「スキンシップやふれあい遊び、優しい語りかけのもと、安心感や信頼関係を育む」「一人ひとりの要求を十分に受け止め、身近な人と愛着、信頼関係をきづいていく」など具体的に記載されています。「早くして」「これ食べないと･･･」などのNGワード集を使って、不適切な言葉がけを行わないよう共通認識をもって保育にあたっています。月1回の月間カリキュラム反省会で子どもの姿から目標とねらいを立案し、より良い支援に向けて話し合い、人権擁護プロジェクト担当の意見も取り入れて次月に生かしています。

第三者評価結果

A4

A－１－（２）－③　子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a

【判断基準】

a ）子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

b ）子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。

c ）子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ☑ ア　一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- ☑ イ　基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ☑ ウ　基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- ☑ エ　一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- ☑ オ　基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

＜コメント＞

月間指導計画の健康の領域に、生活習慣の習得に向けて、3歳児「上着の着脱や後始末（上着のチャックの開閉・脱いだものをたたむ）」、4歳児「水分補給のコップの水洗い」、また、援助の仕方として、手伝ってほしいという甘えのような気持ちを受け止めながら、部分的に手伝うなど、自分でやろうとする意欲を高められるようにすると具体的に記載されています。活動と休息のバランスが保てるように、1日の保育活動の静と動の組み合わせに配慮したプログラムを作成しています。健康をテーマとした健康集会の開催は、コロナ禍で中止していますが、これまでの資料をもとに、朝の会や帰りの会などで担当保育士がマスクの着用についてなど子どもたちに分かりやすく話しています。

第三者評価結果

A5

A－１－（２）－④　子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a

【判断基準】

a ）子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

b ）子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。

c ）子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ☑ ア　子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- ☑ イ　子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ☑ ウ　遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- ☑ エ　戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- ☑ オ　生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- ☑ カ　子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- ☑ キ　社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ☑ ク　身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。

☑ ケ　地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。

☑ コ　様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

＜コメント＞

子どもが自主的・自発的に遊べる環境として園庭と1、2階のテラスを整備しています。また、近隣の公園への散歩は、園庭やテラスの利用状況や他の保育園の利用や環境に配慮しながら目的をもって出かけています。園内研修で、「環境」について考えるチームを作り、園庭に草花を植えるなど、年間計画をたてて取り組んでいます。乳幼児の運動発達について、運動専任講師から指導を受けた保育士がボッチャなどの集団遊びを指導しています。地域支援として毎週水曜日に園庭開放を行ったり、離乳食講座やエプロンシアターなどの園庭開放、月ごとの移動動物園や観劇会などのイベントを行い、地域の親子に接する機会を設けています。様々な地域交流を行うことで子どもたちが社会的ルールや態度を身に付けることができています。子どもは、楽器で遊んだり、和太鼓の練習をするなど様々な表現活動を体験しています。

第三者評価結果

A6	A－1－(2)－⑤　乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

【判断基準】

a）適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b）適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。

c）適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

☑ ア　０歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。

☑ イ　０歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。

☑ ウ　子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。

☑ エ　０歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。

☑ オ　０歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。

☑ カ　０歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

＜コメント＞

0歳児が長時間過ごすことに配慮したデイリープログラム(時間ごとの子どもの活動・保育者の動き)を作成しています。同じ部屋で同じ保育士が応答的に関り、ゆっくり過ごすことで安心して過ごすことができています。遊びが次々と変わる年齢なので、成長段階によって飽きないようおもちゃや絵本を入れ替え、保育士が見本を見せて一緒に遊べるようなおもちゃを選んでいます。年間指導計画は、月齢ごとに子どもの姿・保育者の関り・配慮が具体的に記載されたものになっています。0歳児クラスに配慮した行事計画書を作成し、安全に参加できるよう配慮しています。保護者とはアプリ連絡帳や送迎時の話などで子どもの様子を伝え、コミュニケーションを図り、伝達簿の内容によっては電話をするなど、個々の状況に合わせて家庭と連携しています。

第三者評価結果

A7	Ａ－１－（２）－⑥　1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開される よう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

【判断基準】

ａ）適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

ｂ）適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。

ｃ）適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☑ ア　一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- ☑ イ　探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ☑ ウ　子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- ☑ エ　子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- ☑ オ　保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
- ☑ カ　様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- ☑ キ　一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

＜コメント＞

月間指導計画に、保育者の援助・配慮事項が「子ども一人ひとりの意欲に合わせて援助し、達成感を味わえるようにする」など項目ごとに具体的に記載されています。職員は、園内研修を実施し、より良い環境づくりを積極的に実施しており、子どもたちは園庭で様々な探索活動を行っています。保育士は子どもたちの気持ちを受け止め、代弁しながら、遊びを展開させる関りをしていくことで自発的な活動につなげています。保育士は楽器や運動など様々な特技を子どもや保護者に伝え、保育に生かす事を目標にしています。園庭開放や様々なイベント、一時保育、合同保育などで保護者や子どもと関わりを図っています。保護者とはアプリ連絡帳や送迎時の話などで子どもの様子を伝え、コミュニケーションを図り、伝達簿の内容によっては電話をしています。

第三者評価結果

A8	Ａ－１－（２）－⑦　3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開される よう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

【判断基準】

ａ）適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

ｂ）適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。

ｃ）適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☑ ア　３歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☑ イ　４歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☑ ウ　５歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☑ エ　子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

＜コメント＞

3歳児は、絵本からのイメージ遊びや友だちとのダンスなど集団で興味のある遊びに取り組んでいます。4歳児は、その場だけでなく何日か継続したブロック遊び、ピアノに合わせて歌った歌を発表会につなげるなど友だちと楽しんで遊んでいます。5歳児は、歌や楽器の練習を発表会につなげる、けん玉やコマなどランクアップしていく遊び、遊びを友だちに教えるなど、継続した活動や遊びに取り組んでいます。3～5歳児は行事などに向けて子どもの意見を取り入れる話し合いを行っています。職員は、園内研修での環境チームが、毎月の安全チェックリスト票を使い、破損箇所や危険がないかを確認し、積極的により良い環境づくりを行っています。保護者に、懇談会や行事を通じて子どもの育ちや協同的な活動などを伝えています。教育文化会館で開催される作品展に参加しています。

第三者評価結果

A9	A－1－（2）－⑧　障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b

【判断基準】

a）障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b）障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。

c）障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ☐ ア　建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- ☑ イ　障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ☑ ウ　計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- ☑ エ　子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- ☑ オ　保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- ☑ カ　必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- ☑ キ　職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ☑ ク　保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

＜コメント＞

入り口の段差には、簡易スロープの設置など可能な対応をしていく方針ですが、エレベーターや多機能トイレの設置はなく、車いすへの対応には課題があります。職員の加配や個別指導計画を作成し、クラスの指導計画と関連付け、子どもの状況と成長に応じた保育を行っています。子どもたちには、障害のある子どもの「大きな声を出せる」などの特技を伝え、役割を作ることなどで自然な関りが持てています。必要に応じて川崎市や川崎市南部地域療育センターなどと連携し、相談や指導を受けています。送迎時など園長自ら声がけをして、保護者の話をじっくり聞き、相談に応じたり援助を行っています。現在、発達支援コーディネーターの資格を持つ保育士が4名おり、他の保育士への助言や相談に乗っています。保護者には入園説明会でスライドを見せながらインクルーシブな保育を実施することを説明しています。

第三者評価結果

A10	A－1－（2）－⑨　それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

【判断基準】

a）それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b）それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。

c）それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ☑ ア　１日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- ☑ イ　家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- ☑ ウ　子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- ☑ エ　年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
- ☑ オ　子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- ☑ カ　子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- ☑ キ　担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

＜コメント＞

年2回、年齢ごとのデイリープログラムを作成し、計画性を持った保育を実施しています。寝転んで遊ぶなど、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えています。保育士は声の大きさやトーンにも注意を払い、子どもがおだやかに過ごせるように配慮しています。合同保育の時は、コーナー、マットの配置や静かに集中できる遊びのおもちゃを用意するなど年齢の異なる子どもが安全に過ごせるように配慮しています。朝ご飯を食べていない子や延長保育の子に、早めに牛乳を提供したり、昼食時にはおかわりの量を増やすなど、1日の食事量として捉え、食事やおやつを提供しています。延長時は、ご飯を中心とした手作りの食事提供にも対応しています。各クラスごとの伝達簿で子どもの状況について保育士間の共通認識と情報を共有し、翌日以降の伝達手段としても活用しています。担当保育士は連絡帳や送迎時の話から保護者と連携をとっています。体調など気になることがあるときは直接電話を入れるなど対応しています。

第三者評価結果

A11	A－1－（2）－⑩　小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a

【判断基準】

a）小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

b）小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。

c）小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。

- ☑ ア　計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- ☑ イ　子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ☑ ウ　保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ☑ エ　保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- ☑ オ　施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

＜コメント＞

全体的な計画に小学校等との連携が記載されています。コロナ禍のため学校見学や体験授業はできませんが、就学への期待感を高める取組として、近隣保育園との年長児交流会を行ったり、小学校生活をイメージできるような資料やお知らせを保護者に配布しています。年長児懇談会を開催し、小学校生活やわくわくプラザの様子など保護者が安心できる情報を提供しています。また、必要に応じて小学校の先生をしている保護者やきょうだい児で小学校生活の経験をしたことのある保護者に話をしてもらっています。幼保小連絡会議のグループワークに参加し小学校と連携しています。また、小・中の職業体験を実施し学校との連携を図っています。担当職員は、保育所児童保育要録を作成し園長が確認、指導しています。

A－１－（３）　健康管理

		第三者評価結果
A12	A－１－（３）－①　子どもの健康管理を適切に行っている。	a

【判断基準】

a ）子どもの健康管理を適切に行っている。

b ）子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。

c ）子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ☑ ア　子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- ☑ イ　子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ☑ ウ　子どもの保健に関する計画を作成している。
- ☑ エ　一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- ☑ オ　既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- ☑ カ　保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- ☑ キ　職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ☑ ク　保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

＜コメント＞

川崎市作成の健康管理マニュアルをもとに、子どもの健康状態を把握しています。発熱や急病の時は、保護者に連絡を入れ、迎えを依頼しています。また、怪我などの場合は、状態に応じて、保護者の了解を得て医療機関を受診しています。事後の経過確認は、基本としては翌朝の登園時、頭を打った時はその日の夜に行っています。保健年間計画を作成し、保護者説明会で説明しています。一人ひとりの子どもの健康状態の情報は、伝達簿やミーティング、アプリ、電話などで職員、保護者が共有し、子どもの健康を皆で見守るシステムが構築されています。園保管のすこやか手帳に身体測定の結果や既往症、予防接種の状況などを記載して情報を共有しています。新人研修のオリエンテーションでは業務管理シートを使ってSIDSに関する知識などを周知し、職員はタブレット端末を使ってSIDSチェックを行っています。

		第三者評価結果
A13	A－１－（３）－②　健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a

【判断基準】

a ）健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

b）健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。

c）健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

☑ ア　健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。

☑ イ　健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。

☑ ウ　家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

＜コメント＞

園医による定期健康診断を、0、1歳児は2ヶ月に1回、2～5歳児は年3～4回、歯科健診は年2回、身体測定は毎月実施しています。健診結果は、すこやか手帳や歯科健康診査結果のお知らせで保護者へ伝えています。歯科健診で要注意の場合は、どの歯なのか丁寧に説明し、受診を促しています。担当職員が健康診断や歯科健診に立ち会い、職員会議で健康診断や歯科健診結果の全体評論を説明しています。歯磨き指導は、コロナ禍で中止しており、うがいで対応しています。子どもたちに歯科健診の結果や歯ブラシの仕方、うがいの仕方などについて話しています。歯の大切さを、保健だより、ポスターを通じて保護者に情報発信しています。

第三者評価結果

A14	A－1－(3)－③　アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。	a

【判断基準】

a）アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。

b）アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。

c）アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

☑ ア　アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。

☑ イ　慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。

☑ ウ　保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。

☑ エ　食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。

☑ オ　職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。

☑ カ　他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

＜コメント＞

川崎市作成のアレルギー対応マニュアルをもとに給食の手引きを作成し、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。慢性疾患などのある子どもに対しては、入園時に主治医の意見書を提出してもらい、アレルギー対応の資格を持った栄養士が保護者と面談し対応をしています。全園児対象既往歴一覧表を作成し、全職員で園児の健康にかかわる情報の周知、把握を徹底しています。除去食の提供の際は、除去食チェック表を使い、パーテーションでテーブルを分け、色の違うトレイ使って1番最初に配膳しています。食事にはラップをかけ、名前をつけ誤食がないように対応しています。お代わりも用意し、タッパーで分けています。職員は、スキルアップ研修でアレルギー研修を受講し、栄養士はアレルギー資格のランクアップ研修を受講しています。担任は、アレルギーについて子どもに理解してもらうよう話しています。また、保護者に食物アレルギーについての配慮を促すため、園内に飲食物の持ち込みを制限することなど、協力を呼びかけています。

A－１－（４）　食事

第三者評価結果

A15	A－１－（４）-①　食事を楽しむことができるよう工夫している。	a

【判断基準】

a）食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

b）食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。

c）食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ☑ ア　食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- ☑ イ　子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ☑ ウ　子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- ☑ エ　食器の材質や形などに配慮している。
- ☑ オ　個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- ☑ カ　食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- ☑ キ　子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ☑ ク　子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

＜コメント＞

目標を立て、食育年間計画を作成し、入園時に保護者に説明しています。ランチルームの入り口には、クイズ形式で食べ物の知識を得られるような掲示を行っています。食事の際は職員も座って必要以上に動かないことで、子どもも落ち着いて食事がとれる環境を作っています。離乳食は、保護者は材料確認表をもとに、初めての材料は家庭で試すなど発達に合わせた個別対応をしています。食器は陶器で、0歳児用は、縁のある食器を使うなど年齢に配慮したものになっています。完食を強要することはせず、苦手なものを残しても、お代わりはできるようにしてたくさん食べることを大切と考えています。献立は月2回のサイクルメニューとしており、残食量や喫食状況に応じて次回の提供の際は形や味付けを改善するなど工夫しています。子どもが栽培した野菜を、子どもたちの目の前で調理することで食への関心と食べる意欲を高める取組を行っています。保護者には、毎月の献立表の配布や年齢別の工夫や配慮していることについて食育･給食だよりで配信し、情報提供して家庭との連携を図っています。季節に応じた行事食や日本の伝統文化を取り入れた献立の配信、人気メニューのレシピ配布などを行っています。

第三者評価結果

A16	A－１－（４）-②　子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	a

【判断基準】

a）子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

b）子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。

c）子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ☑ ア　一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- ☑ イ　子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ☑ ウ　残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- ☑ エ　季節感のある献立となるよう配慮している。

☑ オ　地域の食文化や行事食などを取り入れている。

☑ カ　調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。

☑ キ　衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

＜コメント＞

子ども一人ひとりの必要エネルギー量に合わせた給食を提供しています。調理職員は毎日ミーティングをして、年齢ごとに量や切り方など配慮事項等を確認しています。また、成長段階に応じてミルクを提供するなど個別対応を行っています。栄養士は毎日食事場面を見て回り、子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握しています。月1回栄養士、園長、調理員が参加する給食会議を開催し、食事場面の観察、検食簿や喫食簿をもとに献立や調理について話し合っています。会食や行事食を取り入れ、プール開きにあわせたペンギンパラソルランチ、七夕ごはん、お月見ランチなどを提供しています。絵本や紙芝居の中の食材に触れたり、料理を見たり、食べたりと、五感を使って楽しむ食育の取組を年間を通して行っています。園庭でできた野菜を使って子どもの前で調理したり、米を収穫した時は、おにぎりパーティーを実施しています。衛生管理は、委託業者と連携し、毎日職員の健康状態を把握したうえで衛生的な調理をし、安全な給食の提供に努めています。

A－2　子育て支援

A－2－（1）　家庭との緊密な連携

		第三者評価結果
A17	A-2-（1）-①　子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a

【判断基準】

a）子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

b）子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。

c）子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

☑ ア　連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。

☑ イ　保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。

☑ ウ　様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。

☑ エ　家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

＜コメント＞

3歳未満児クラスは、ICTシステムによる連絡帳で家庭との情報交換を行っています。3歳以上児クラスは「今日の保育」として保育内容をICTシステムで配信しています。写真の掲載は、SNSを通じての情報漏洩の可能性を考慮して控え、写真は園内に掲示し、登降園時に保護者に見てもらうようにしています。また、コロナ禍の取組として、保育の様子を動画にしてエントランスで視聴できるようにしています。園の行事や保育内容については、毎月の園だよりやクラスだよりで定期的に伝えています。また、保育説明会やクラス懇談会、必要に応じて個別面談の機会も作り、保護者との連携や交流を深めるようにしています。

A－2－（2）　保護者等の支援

		第三者評価結果
A18	A-2-（2）-①　保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a

【判断基準】

a）保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

b）保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。

c）保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ☑ ア　日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- ☑ イ　保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ☑ ウ　保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- ☑ エ　保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- ☑ オ　相談内容を適切に記録している。
- ☑ カ　相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

＜コメント＞

日々の子どもの様子や保育の内容はICTシステムの連絡帳で発信し、情報提供を行っています。保護者と直接会話し、子どもの様子や子育て相談などを受ける場として、個人面談の機会を作っています。乳児クラスは6月に、幼児クラスは、9～10月に、クラス担任が保護者と面談を行っています。定例の個人面談以外でも、困った事や悩みがある時などには相談に応じる体制を取っています。相談内容によっては、担任と園長で面談に対応することもあります。面談は所定の様式の用紙に記録し、職員間で情報共有を行い、継続的にフォローする体制を整えています。

第三者評価結果

A19	A－2－（2）－②　家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a

【判断基準】

a ）家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b ）家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。

c ）家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ☑ ア　虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- ☑ イ　虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ☑ ウ　虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- ☑ エ　職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- ☑ オ　児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- ☑ カ　虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- ☑ キ　マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

＜コメント＞

虐待の可能性がある情報を察知した場合、行政の保健師と連絡を取り、児童虐待防止センターなど関係機関との連携を行うようにしています。子どもの身体に傷やあざがあるなど、虐待が疑われる場合には、写真で記録を残し、園内および関係機関に状況報告しています。また、虐待の早期発見の為、職員には登園時の子どもや保護者の顔色や態度、心身の様子をよく観察するように意識付けています。虐待防止マニュアルや川崎市の発行している子どもの人権に関する資料を活用し、園内で定期的に虐待や子どもの人権の勉強会を行うようにしています。

A－３　保育の質の向上

A－３－（１）　保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

第三者評価結果

A20	A－３－（１）-①　保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a

【判断基準】

a ）保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

b ）保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。

c ）保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）に取り組んでいない。

☑　ア　保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。

☑　イ　自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。

☑　ウ　保育士等の自己評価を、定期的に行っている。

☑　エ　保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。

☑　オ　保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。

☑　カ　保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

＜コメント＞

日々の保育実践については、保育内容と子どもの姿を把握し保育内容は子どもに適した計画であったかの振り返りと反省を毎月末に行っています。月間指導計画表には評価・反省・子どもの姿の記入欄もあり、記入を通じて保育の自己評価を実践しています。振り返りの内容は、全体会議で全クラスの指導計画の反省・振り返りが行われ、職員全体で情報共有され、お互いの学びに繋げています。毎年、目標管理シートを使った人事考課制度で個人の自己評価を行っています。日々の保育の現場での子どもに対する接し方についても、子どもの人権を侵害していないか等のセルフチェックの仕組みも取り入れています。

株式会社フィールズ
〒251-0024　藤沢市鵠沼橋1-2-7　藤沢トーセイビル3F
TEL:0466-29-9430　FAX:0466-29-2323